

参議院電気通信委員会会議録第三十二号

昭和二十七年六月四日(木曜日)午後一時四十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 鈴木 恭一君
理事 尾崎 行雄君
山田 節男君

委員

大島 定吉君
新谷寅三郎君
水橋 藤作君
橋本善三郎君

衆議院議員
政府委員

電波監理委員 網島 毅君
電波監理長官 長谷 慎一君
電波監理局長 野村 義男君
法規経済部長 事務局長

常任委員会専門員 後藤 隆吉君
常任委員会専門員 柏原 榮一君

○放送法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本日の会議に付した事件

○委員長(鈴木恭一君) これより委員会を開きます。放送法の一部を改正する法律案、電波法の一部を改正する法律案(予備審査)、これを議題といたします。

○衆議院議員(橋本善三郎君) 只今議題となりました放送法の一部を改正

する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

電波科学の急速な進歩と国民の熾烈な要望とに促されて最近我が国においてもテレビジョン放送実施の気運がとみに高まつて参つたのであります。衆議院におきましては先に第十国会においてテレビジョン放送実施促進に関する決議を行なつておることは御承知の通りであります。一方これに呼応して日本放送協会並びに民間二三の方面からもすでにテレビジョン放送局開設の免許申請が電波監理委員会に提出されておる情勢にあるのであります。

然るにテレビジョンに関する法制の面を見ますと、現行の電波法及び放送法はテレビジョン放送をも規律の対象に包含して立法されておることは明らかであります。制定当時においては未だテレビジョンが現実の問題となつておらなかつたため、テレビジョンに関する限りにおきましては多少の不備欠陥を免れないのであります。特に日本放送協会は、放送法第七條及び第八條の規定によりまして、公共の福祉のためにあまねく日本全国に放送を行うことを目的として設立された法人であります。仮に同協会が政府の免許を得てテレビジョン放送を行うとすれば、その財源は同協会が放送法第四十六條によつて広告放送を禁止されている以上、勢いテレビジョン受信契約者から徴収する受信料に頼らざるを得ない建前になつておるにもかかわらず、受信契約及び受信料に関する放送第三

十二條の規定は、協会の標準放送に対するものに限られ、テレビジョン放送に対しては規定を欠いておるがごときは前述の放送法第七條及び第八條と矛盾する結果となり、テレビジョンが実現段階に入つた今日、法の不備と申さねばなりません。

又日本放送協会のテレビジョン放送に対する受信料徴収に関する規定を欠いておるというところは、無線局開設の免許申請審査条件として電波法第七條第一項第三号に掲げる「当該業務を維持するに足る財政的基礎」の裏付がないといふことになるのであります。これ又法の欠陥によつて日本放送協会の申請を民間側申請に比し不平等の立場におく不当な結果を来すこととなるのであります。

以上の理由によりまして、放送法第三十二條第一項に改正を加へ、日本放送協会の行うテレビジョン放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会と受信契約を締結し、協会は、その者から受信料を徴収し得ることとする必要があると認めて、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ十分御審議の上、全会一致可決せられんことを希望いたします。

なお続いて二、三の点について補足説明を申し上げます。三の点については、テレビジョンの実現につきましては、今申上げましたように昭和二十六年の第十国会で衆議院は決議案を上げ、程いたしましてテレビ促進の国会の議決を得たわけでありまして、この問題に

つきましては貴参議院におきましても非常な御熱心な態度を今日までとつておられまして、その後の問題につきましても種々御研究及び御審議をなさつておることも我々は聞いておるのであります。

そこで衆議院の委員会におきましてはこれら問題がだん／＼と論ぜられてに至りまして、そこで電通委員会として非公式にこれらの問題を当局といろ／＼研究したのであります。ところが当局の説明によりますと、勿論標準方式の決定がまだなされておらず、入つておらないが故に、将来においてこれが放送法の改訂は必要ではあるけれども、現在まだその準備はしておらない、こういうふうなお話でありました。併し委員会にいたしましたのは、すでにテレビジョンの標準方式が近く決定せられるような段取りになつており、而も先ほど申上げましたように三、四の開設の免許の申請が出されておる実情からもこれが或る程度の少くともこの免許に関する法的な改正が必要ではなからうか、こういうことからして委員会におきましては、今申上げましたような放送法の一部改正法案の提案をしたのであります。

そこで我々の委員会の考えとしましては、御承知のように放送法の第二條において「この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に關しては、左の定義に従ふものとする。そうして一、号には「放送」とは、公衆によつて直接

受信されることを目的とする無線通信の送信をいう。三号では「放送局」とは、放送を目的として開設する無線局をいう。こういう工合に放送法第二條で放送の内容を定義しておるのであります。従つてこの「放送」とは標準放送は勿論、他のテレビジョン、そういうような内容をもこの「放送」の中に明らかにしておることは、この定義が我々は明らかにしておると思つております。ところが同じく同法の第七條においては「日本放送協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように放送を行うことを目的とする。」こうなつております。

この場合の放送も我々は第二條で言うところのいわゆる「放送」である。従つて第七條の放送の内容は標準放送並びに他のテレビジョンなどを含むところの放送を意味しておるものと我々は解釈するのであります。然るに第三十二條において御承知のように料金を規定しておる項目は標準放送のみに限られておる。ところが前段提案説明で御説明申上げましたようにすでに申請が出されておる、而も内外の情勢は急速にテレビが認可されるのではないかと

いうように思われる情勢でありますからして、従つてこれらの申請を合理的に扱うためにはその放送法の一部が、少くとも申請に対する合理的な審議をする意味においては、その一部が改正される必要があるであらう、提案で申し上げましたように放送協会は広告収入を禁ぜられておる、従つて申請書に

おきまして、免許申請書におきましても受信料の収入を財的な根拠として申請がいたしてあるように開いております。そういうような事情から考えまして、この三十二條の項目においてテレビが若し免許になつた場合においては、その受信料を徴収することができ、こういうことが明らかでなければその申請書自体が非常に不明瞭なものになりはしないか、且つ又当局においてはこれの申請を審査する場合において電波法の第七條においては「電波監理委員会、前條の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が左の各号に適合しているかどうかを審査しなければならぬ。」というふうな電波法第七條によつて規定があります。その第七條の第三号の中に「当該事務を維持するに足る財政的基礎があること。」というところが審査をする上におけるところの審査条件の一つであります。然るに放送法の第三十二條によつてNHKの場合においては標準放送のみにいふゆる受信料を徴収することができ、こういうふうな当座の問題としてなつております関係上、これを審査する上においてこの点が明確でなければ当局においてこれを審査する上においても不十分の嫌いがありはしないか、こういうふうな見解からして提案説明で御説明申し上げましたように、民間申請に比して不平等の立場におくというふうなことはいふまでもなく電波を国民の前に公平にこれを使用せしめ、その福祉をお互いに享受せしめるという大原則から考へて、甚だ片手落ちなる結果を招来することは立法院として甚だ不適当である、こういうふうな考え方がいたしまして、この点にの

み修正を加えたのであります。なお電波法の第六條におきましても申請者がその申請書を作る場合においては、いろいろの項目があります、その中に二項の二の中に「事業計画及び事業収支見積」こういう項目があります。即ち審査の上においては財政的基礎があるかどうかというところを審査するその申請書としては、事業計画及び事業収支見積というものを提出しなければならぬ。この収支見積を出す場合においてもこれが徴収ができるのであるという建前に立たなければ、この事業収支見積書も非常に不安定な結果になりはしないか。こういう点を衆議院におきましては種々議論の結果、この際の一部を訂正、修正、改正することが妥当である、こういう見解に立つて共産党を除く全員の一致を以て修正案が可決せられました。本会議を通した次第であります。

以上の件につきまして各委員から御質問がありますればお答え申し上げます。

○委員長(鈴木繁一君) 委員より御質問のかたはお願ひいたします。

○山田鶴男君 この改正法案を立案するに当つてこれは常識的に考えなくちやならないことは先ず第一には標準方式の問題、これは今電波監理委員会の最後の聴聞会で調査、意見書が発表され、電波監理委員会の決定を今待つておるわけですが、その第二の問題として、これは一体テレビジョンの経営形態をどうするか、具体的に言へば公共放送か商業放送かということになる。そういうふうな場合に、日本のような小さい国でこれは公共放送だけにす

る場合、或いは民間放送にする場合、或いは公共それから民間の両方の建前で行く場合、この三つのあり方があると思ふんです。今回この三十二條の日本放送協会もテレビジョンの放送をなし得る、この御趣旨はわかるんです。が、その前に一体経営形態をどうするか、この案で言へば公共放送もできる、民間放送も勿論できる、こういう途を開いた意味であらうと思ふのです。これは各派の、共産党以外の、衆議院で各会派の共同立案ということになつていますが、少くとも最大多数を持つておられる自由党が、テレビジョンの経営形態、こういうものを考へてこういう法案を作られたのであらうと思ふのです。今仰せのように、ただ放送協会もテレビジョンの放送ができるという途を開いただけのものであるか、或いは更にこれは将来のテレビジョンは公共放送と商業放送ですね、両方やろう、こういう何か立案のときにそういう心がまえが……どういう心がまえであられたか、それをお聞きしたい。

○衆議院議員(橋本登美三郎君) 今の山田委員の御質問であります、この問題につきまして非常に重大な問題であります、我々この放送法の改正の考へ方はいふゆる如何なる企業体で行くか、こういう問題について直接触れておられないのであります。我々が勿論国会として日本の国内及び国外関係並びに経済情勢から見てそういうような考へ方を持つという必要もあるとは思ふのでありますけれども、全般的な資料、経済的な或いはその他の資料を持つておるのは政府でありますからして、政府自体が今後のテレビジョンの行き方、或いは国内経済から見て公共企業体で行くべきであるか、或いは二本建てで行くか、或いは特殊法人を作つて行くかという考へ方は、勿論国会にもそういうような考へ方があつてもいいものではありますけれども、その主権はやはり政府が考へるべきものと思つておるのであります。従つて我々これを作る場合においては、その組織体はどういう考へ方を前提として行くべきかということについては委員会としては考へておりません。勿論委員各自の場合においてはいろいろの考へがありましてよくけれども、委員会としてはこれを公共企業体一本建てで行くべきか、或いは民間一本、或いは二本建て、こういう考へ方の下にこの改正を行つたのではないかと、飽くまで電波というものは国民の共有の財産であり、而も放送法自体が公共企業体と民間と両者を認めて現実に放送がなされておるのでありますからして、従つて国内事情、或いは経済事情が許せば勿論この電波法の精神から言へばあらゆる方面にこれを認めて行きたいという考へ方にこの法自体はあるであらうと思ふのであります。只今山田委員がおつしやるように、国内のいろいろの事情からして實際上そういう修正が困難であるというのであれば、改めて政府においても或いは国会においても考へ方を変えなければならぬ、こういう工合に考へております。

○山田鶴男君 今の自由党内閣、吉田内閣として勿論こういう法案の改正についてその興である自由党が主となつてきたわけでしょうが、そのテレビジョン政策というものに関しまして、一体吉田内閣としてどういう意を持つておられるのかこれがはつきりしない。昨年の十月の末委員会ではテレビジョンの標準方式の試案を我々のところへ出して、それでその余り問題の重要性のために我々更に再聴聞、二度も聴聞会をやつておるわけでありまして、更に私は予算委員会でも内閣の首長である吉田総理に向つて、吉田内閣のテレビジョンの根本方針は一体どう考へておられるのか、現にテレビジョンというもの電波監理委員会でも問題にしてはいるが、テレビジョンをそんなに早急に実現したいのか、そういう方針かというところを質問を申し上げた、ところがこれは新聞でも御覧になつておると思いますが、吉田総理はテレビジョンは余り急いではない、こういう御方針だということがはつきり出たわけですね。そういうことになればこれは私はもう単にこの三十二條だけでなく、大体この放送法或いは電波法を見ましても、この第五国会ですか、電波法、放送法、電波監理委員会設置法と三法案が出たときの議事録を私はずつと讀んで見ました。当時小澤重喜君が電通大臣であり、テレビジョンというものは僅か二、三行くらいしか出ていない。これではこれは成るほど何か間に合ふかも知れないが、電波法、放送法を見まして、テレビジョンを正式にやることになれば、單に三十二條の放送という問題だけで片付く問題じゃない、幾多不完備な点がある。そこで吉田内閣としてのこれは興である政府委員に質問しますが、立案者の、殊に興である有力な方として御質問申し上げるのです、吉田内閣は、総理大臣はテレビジョンを急がない、むしろ日本はもう少し慎重にしてやつたほうがいい、外国

に對するこの御方針だということ
はつきり出たわけだ。そこでこ
う一つの法案を出したわけだ。
ということは、今申請しておるレ
ジョンの申請について、標準方式の決
定、その基準がきまれば早速これは許
可不可の問題になると思ひますが、
この放送法の改正を立案されるこ
とになれば前の参議院の予算委員会
で言明された吉田総理のテレビジョン
に對する考え方というものは変わつた
と見ていいですか、この点を一つ……。

○衆議院議員(橋本登美三郎君) 山田
委員の御質問であります。まあ大
部分は政府委員がおいでになりますか
ら政府委員からお答えするほうが当然
と思ひますけれども、自由党がこのテ
レビジョンを早くやることを希望して
おるかどうかという御意見であります
が、自由党といふことは、あえて
自由党独自の決議は決定してありま
せんけれども、先ほど申し上げましたよ
うに、昭和二十六年の第十国会におき
まして、テレビジョンの實現促進の決
議案に同調いたしておりますので、從
つて党の全体的な考え方から言へば、
テレビジョンを成るべく早くやれとい
ふふうに、我々は衆議院の国会の意思
もそこにある、こう申し上げてよいだ
ろうと思ひます。そうならば總
理大臣と党との意見が食い違ひする
のではないか、こういう場合がある
が、勿論與黨、政府でありますからし
て、政府が党に反映し、党又政府に反
映することがありますけれども、從つ
て党としては少くとも衆議院の全体の
意思はテレビジョンを促進すべし、こ
ういふ決議に政府は当時適当に善処す
るという答弁もしておりますからし

て、その後の情勢の変化によつて或
いは吉田総理の考えが變つておるかも知
れませんが、まあ當時決定され
た衆議院の決議方針というものはその
まま修正されておられませんので、我々
衆議院側としてはテレビジョンを促進
すべし、こういう建前に立つておると
考えております。なおこれだけの放送
法の改正では十分でないのではない
かという御意見であります。その通り
であります。我々もこの放送法の一
部を改正するだけではテレビジョンの
実施について完全とは思つておりませ
ん。特に教育文化と、これが社会教育
上に及ぼす影響が甚大なことに鑑み
て、従来の中波放送に適用されてお
るラジオ・コードだけでは甚だ不足で
はないか、この点は曾つて委員会にお
きまして私は政府当局に質問はして
おるのでありますけれども、今度は
かりでなくして目を通じて、感覺を
通じて我々に影響を與える、そういうよ
うな立体的なものでありますからし
て、従来の平面的な声のみを中心にし
たラジオ・コードであつては、必ずし
も万全を期し得ない。特に最近アメ
リカ方面その他のテレビジョンから受
ける影響を我々が調べますといふと、相
当に大きな影響を與へつた。こ
ういふ現状から見ても、是非ともこれ
はラジオ・コードをテレビジョンを含
めたものを考えなければならぬ。こ
ういふ意味では、本免許に先立つて、
然らばラジオ・コードの全面的な検討が
行われる必要があると思ひます。恐
らく政府当局においても、この点につ
いてはすでに考慮をしておられるので
あらうと思ひます。若し考慮
をしてもらへなければ当局の怠慢であ
ります。且つ又もう一つは、免許期間

の問題であります。電波法にお
いて、いわゆる免許期間が三年とな
つておりますが、これは當時標準放
送、いわゆる中波放送をする場合に
おいても、相当大規模な施設を必要と
する、こういう施設に對して、三年間の
免許期間では民間事業を経営する上
において、非常に困難性があつた。こ
ういふ点からして、民間
投資が十分に行われはしない。こ
ういふ意味でこの免許期間の問題につ
いても、衆議院において相當の論議が
開かれたのであります。これに對
して當時當局は、國際の電波行政の問
題もあり、且つ又免許期間が三年とな
つておつても、それらが通常適正に運
用せられる場合においては、當然これ
は實際的には更新せられるものであ
る、こゝういふような説明がありました
ので、一応免許期間を三年と抑えたの
ではありますけれども、今度テレビ
ジョンが若し免許になります場合には、
果しては、テレビジョンの場合には、
果しては、こゝういふような當局の
説明だけで、なお三年間の免許期間
でよろしいかどうか、こゝういふこと
は、今後やはり大きな問題であらう
と思ひます。殊に普通中波放送の設
備に對しては、その敷
地を要する、こゝういふ言はれる
テレビジョンの設備に對しては、も
つと積極的な、これが民間事業若し
しくは公共企業体でも同様であ
りますが、それらの事業に對して
安定感を與える、こゝういふ
意味においては、この免許期間に
對しては、或る程度の延長は必要
であらうと思ひます。こゝういふ
問題、なお予備免許が済んでから

これらの改正は間に合ひ、こゝう
いふ考え方からいたしまして、而も
これらの問題については、當然政府
當局が考へるべきである、あえて
議員立法を待つまでもなく、政府
當局がこれらの問題については十分
に研究し、過去二、三年間の経験
に徴して考へて改正せられるとき
に、政府提議案として改正案が出
されるべきものであります。我々は
信じて、この問題については、今後
がなかつたのであります。將來適
当な時期において、政府當局がこ
の改正案を出す意思があることを
我々は確信する。この免許の前提
になるべきものに限つて、限定し
て、法律の改正案を出した次第で
あります。

○山田節男君 網島委員長にちよ
つと質問しますが、NHKその他二、
三のテレビジョンの放送申請書が
出ておる。これは昨年の年末だと私
記憶しますが、現在NHKを含めての
申請書を受つておるが、これは法規
上から見て何ら差支えないといふ
やうに記憶しておる。そうならば、
而も今回の三十二條の修正が議員
の提案にならなくとも、電波監
理委員会、こゝに一つの隘路があ
る、電波監理委員会が進んで修正
案を出すべきであらうと思ひます。
ところが私の聞くところによ
ると、改正しなくとも、これはNHK
の放送の申請は受理できる。こゝ
ういふことは初めから私はわか
つていたのじやないかと、私はこ
う思ひます。今日議員がこゝうし
て提案するに、今日その前の委員
長の御発言と、どうもはつきりし
ないのですが、その間の事情を網
島委員長から一つお聞きすれば結
構だと思ひます。

○政府委員(網島君) お答えいた
します。電波監理委員会といたし
まして、現在の電波法及び放送法
によりまして、日本放送協會が現
状のままで申請書を出すことは、
違法ではございませんし、又電
波監理委員会が申請を受けける
といふことも違法ではないと思
ひます。従つて現在電波監理委
員会は、その申請を受け付けて
いる次第であります。申請を受け
付けたといふことと、免許する
といふこととの間に、直接的な
繋がりはないと思ひます。こ
ういふ場合に、申請を受け付けた
といふことと、申請を受け付けて
いるか否かと、こゝに在る電
波法によつて、日本放送協會の
場合には御承知の通り、一
般の制限がございまして、その
申請を受け付けておる結果、日
本放送協會は、こゝういふ点
で法律の改正その他の処置がと
られるならば、免許することが
必要であるといふ見解に到達
いたしまして、直ちに所
要の法律改正の手続をとる、或
いは又日本放送協會の收支算
書、事業計画の変更を国会へ
お出しして、それによつて、
その国会の御承認なりと
思ひます。こゝういふ行
き方を現在とつてい
るわけでありま

○山田節男君 これは申請書の受理と
それから免許といふことは勿論違
う

です。違ふということはおわかつておりますが、少くとも受理することにはなす。現在の放送法においてNHKもなし得るのだ、こういう建前ではならにや受理できない、受理ということは一応それによつて免許をやるか否かというところが審査の第一段階、これは公的に電波監理委員会が行う行政措置というところから大要で述べられ、とにかく受理する、それから審査する、これはもう別問題ですが、もうその間約半年間たつてゐる。NHKも放送法というものは十分検討した上で出したことだと思ふし、電波監理委員会が受理したと同時に、この放送法というものは十分各條御存知なんです。となればこの三十二條というものが、いわゆる財政的な基礎をつくるということをお考えなくちやならん、これはもう当然なことなんです。ですから電波監理委員会が注意を喚起するか、或いはNHKとして内容を改正してもらいたいということを我々国会に、或いは電波監理委員会に請願、陳情がなくちやならないわけでありまして、それも我々の参議院の電通委員会に關する限りは、何らそういうことを我々聞いておりません。のみならず最初に申上げた通り電波監理委員会としては、NHKの申請もあたかも免許ができるのかのごとく委員長の御答弁と記憶しているからこういう質問を申上げる。そこで電波監理委員会として三十二條、NHKの公共放送というようになことを考えれば、尤も三十二條というものは何となくなくちやならんということは、修正しなくちやならんということは十分お気付だつたらうと思ふ。ところが議員提案になつて、今日参議院の議員の立法

になつて出て来たわけですね、そこはどういうわけで電波監理委員会が自発的にやりやにならないで、議員がこれを提案しなくちやならんのか、この間の事情ですね、これをお聞きしたい。○政府委員(網島毅君) テレビジョンの開議の問題につきましては昨年春の衆議院におきましてこの促進に關する決議案が可決されました。私どもその趣旨に即しまして鋭意準備を進めておるのでありますが、一方御承知の通りテレビジョンの問題というのは我が国の将来の社会的な、或いは経済的、文化的に非常に大きな影響を與える事業でございますので、私どもは今日まで非常に慎重にその問題を取扱つて来ておる次第でございます。私どもはこの現在出されておりますところの申請書の審査をするに當りまして、先ず諸般のいろ／＼な事務的な手続その他内容につきましても整備をする必要を痛感いたしました。それを現在までやつて参つた次第でございます。それらの基準というものが公聴会その他を経てでき上つた上でこのテレビジョンのあり方と申しますか、テレビジョンの申請の審査というものを慎重に審理したいと考えておつた次第であります。従つてその結果日本放送協会もテレビジョンをやるのが適當であるという結論に到達いたしましたならば、勿論電波監理委員会といたしまして進んで放送法の改正を国会へ御提出するつもりでおります。今日までその問題につきましても委員会におきまして懇談的にいろ／＼協議したところもあるものであります。只今のところはまだその問題につきましても委員会として結論を得ておりません。これからその問題

につきましても本格的に論議を盡くし、審議する予定になつております。従つて今日までまだそれを出しする、放送法の改正をお出しする機会に到達しなかつたからしてお出しできなかったわけでありまして、意識的に放送法の改正はやらないうとだといふようなことは毛頭考えておらない次第であります。○山田鶴男君 なぜこういうことを御質問申上げるかという、御承知の通りにもうこの三十三條四社かのテレビジョン放送会社の申請が出ておるわけですね。この電波法、特に放送法について、これはもう電波監理委員会の専管であり、又あなたたちは専門家であります。こういう三十二條といふ一つの公共放送、NHKがやるということになれば、これは三十二條のままでではできないといふことはよく御存じなはずで、そういうことになれば今テレビジョンの放送の免許ということに於いて激烈な競争があることは、これは電波監理委員会も十分御認識になつておることだと思ふ。ところがこのままにして置けば民間放送を電波監理委員会が、暗にこの穴を電波監理委員会が知つておるけれども、よそのものは気がつかん。いよいよ最後になりこれを最後まで放つて置けば公共放送ができない、NHKのやる放送はできないといふことになる。いつたことは結局民間放送しか許可できないということになる。ですからこの三十二條の改正といふのは放つて置けば結局公共放送と言いますかNHKは放送できないのだ。暗に電波監理委員会としては民間放送に肩を持つてゐるんじゃないか、こういう疑惑を生ずるわけです。

ところが今回突如じやないかも知れないが、衆議院において各派の共同提案によつて三十二條の修正をやりまして、NHKもできるのだといふ途を開いた。ここに今あなたもそういうことをおつしやつてゐるが、一般的にこれはもう非常に意地の悪い考え方といふか、併しそういう言動を我々は聞くわけです。NHK、公共放送にしないので、民間放送の肩を持つておるから、今まで何とか頼みかゝりして、隠して行こう、こう思つてゐたのじやないかといふ噂と言いますか、流言があるわけですね。只今の網島委員長は御答弁でそういう事実は全くなかつた。衆議院議員から事態を置けずといふことであつた。あなたたちはこれからゆつくり又一つ諸般の準備を整えて同時にそれをやるというおつもりであつたのを、そこへ来て衆議院のほうで焦つてこつたやうな修正をしたのだ、こういうやうに承してよろしうございませうか。その点誤解のないようにはつきり……。○政府委員(網島毅君) 只今山田委員のおつしやつたこの世間の流説と申しますか、そういうようなことは電波監理委員会としては毛頭考えておりません。電波監理委員会といたしまして、飽くまでも公正な立場で、仮に放送法におきまして三十二條の点が改正されおらなくても、公平な立場から日本放送協会及び民間の申請を審査いたしまして、そして、日本放送協会にテレビジョンを許すべきだといふ結論に到達いたしましたならば、直ちに放送法の改正その他の手続をとるつもりでありましたし、又これを同時に改正したほうがよいといふことである。その手続を持つてやるといふ

ようなことも考えておつたわけでありまして、片方には法の欠陥をそのままにして置いて、それを理由にして片方に有利に持つて行くといふやうな考えは毛頭持つておらないといふことを確認しておきたいと思ひます。○新谷實三郎君 大体お聞きしたい点は、山田委員からお聞きになつたやうですが、簡単に監理委員長にお尋ねしたいのであります。私はまだこの委員会ではテレビジョンを企業体としてどういふ形がいいか、どこがやるのがいいかといふことをまだ論議してないのではありませんが、この放送法の建前は先ほど橋本議員からお説明になりましたやうに、特に第一條の第一号で放送が国民に最大限に普及されてその効用をもたらすことを保障するといふことが書いてあります。これは私から申すまでもなく放送法を提案された當時に、政府から電波というものを国民全体に享受させるようにしなければならぬのだ。それがこの放送法の大眼目であるといふことを幾々御説明があつたので我々もその点は承したのであります。電波監理委員会としては一体この放送法においてテレビジョンを含めてこの国民全体に放送を普及して行くという役目はどういふ機關が担当するのが一番適當か、その点についてのお考えを承つておきたいと思ひます。○政府委員(網島毅君) お答え申し上げます。国民全体に放送を普及するといふ点につきまして、極く常識的に考えますならば、日本放送協会のやうな公共企業体がこういう問題を解決す

るのに最も適当な機関であらうという
ことが言えると思うのでありますが、
一方現在の申請者の中には民間放送に
よつてもそういうことが可能であると
いうことを申請書に申述べておるもの
もございます。従つてこれをどういふ
うに判断するかというところにつきま
しては、今後電波監理委員会といたし
まして十分慎重に検討いたしまして、そ
うして結論を出したいと思つておりま
すが、現在のところそういう問題に
つきましてまだ委員会としての結論は
持つておりません。

○新谷實三郎君 これから研究をする
のだということでもありますから、これ
以上お聞きしてもしょうがないかも知
れませんが、私の解するところではま
あ現在の放送法だけを見ますと、そ
ういう役目を負わしているのは日本放
送協会である。ただテレビジョンにつ
いて日本放送協会が他の放送と並んで
そういう中核体になることがいいかど
うかという政策論はあると思ひます
が、放送法の建前からいふと、その点
は何らの疑いはないのじやないかと考
えるのであります。今網島君の言われ
るような考え方を以てすれば、すでに
一般の放送におきまして数社或いは十
数社は免許を與えられてそれ／＼放送
を開始しているはずであります。この
いつたものが仮に各地を結んで、もつ
とネットワークでも持つた場合にこれ
が中心になつて国民全体に、日本国民
全体にあまねく放送を享受させるよう
に得る機関であるというふうにはや
りお考へになつて行かなければならん
というところのことであります。この点
は放送法の当時の連記録を御覧になる
とあなたがたの説明は非常につきり

しているわけでありましたが、放送法の
建前は今申上げたように營業採算に合
わないうことであつても、全国民
に電波を享受させるために放送協会の
いうような公共的機関が必要なのであ
る。あなたがたは言つておられる。そ
の点は放送とテレビジョンと政策的に
は非常に違つた点もありますが、放送
法の建前で、放送という中にテレビジ
ョンも入るのだというふうな前提から
行きますと、只今国会で決定しました
この放送法という法律の建前では、こ
の点は何ら疑う余地がないのじやない
かというように私は考えるのでありま
す。網島君はこの点はどうか考へにな
りますか。

○政府委員(網島君) 先ほど申上げ
ましたように常軌的にはお話の通りだ
いと思ひます。私はそれに異存を挟むも
のではないと思ひますが、電波監理委員
会としてはまだ結論が出ていないので
あります。

○新谷實三郎君 私は常識的にあなた
の見解を求めているのではない。今申
上げたように現在の法制上の建前
としての網島君の見解を求めているの
であります。その点について更に御
答弁を願へれば結構です。

○政府委員(網島君) この放送法が
制定された当時におきましては内
容につきましてはこれは一応テレビジ
ョンその他の問題も含まれております
が、主として標準放送を考慮いたしま
して作られたものだと考へておりま
す。ところでテレビジョンの問題につ
きまして最近申請者の中には、これは
テレビジョンの事業を成立させるため
にはこれを全国的に普及させて初めて
テレビジョン事業が成立するのである

ことを申しておる向きもあるものであり
ます。これが果してそうであるかどう
かというところはこれはおの／＼人によ
つて見解が違ふと思ひのであります
が、電波監理委員会といたしましては
職責上委員会としての結論を出さなけ
ればならない立場に置かれておると思
ひのであります。ところで電波監理委
員会といたしましては、この問題につ
きましてはまだ審議の途中でございま
して、委員会としてどういふ見解を持
つてゐるか、そういう申請を信用する
か、或いは正しいと思ひかどうかとい
うことにつきましては只今申上げかね
る次第であります。

○新谷實三郎君 私の質問を誤解して
おられるようにとられるのであります
が、私は別に日本放送協会、或いはそ
の他申請しておる会社の具体的内容に
ついて一々検討をして言つておるわけ
ではない。只今国会を通過して実施し
てゐる放送法というものの法制上の建
前をあなたにお聞きしているわけなん
です。放送法の建前に行きますと先
ほど申し上げたように一條の第一号
ですが、この放送法を作る大眼目とし
て、放送が国民に最大限に普及せられ
て、放送が国民に最大限に普及せられ
てその効用をたらすことを保障しな
ければならんというところが放送法に謳
つてあります。それから橋本議員から
の説明にもありましたように、日本放
送協会という特殊法人が、これが公共
の福祉のために日本全国において受信
できるように放送を行うために作る団
体なんだというのを書いておるいま
す。この建前から言つて、その点は法
制上の問題としては疑いを入れないの
ではないか、現行法では……というこ
とをあなたに聞いておるのであります

す。或いは日本放送協会が不適当なら
ば他の公共的な機関を作る必要がある
かも知れません。それは別問題です。
併し今の法制上の建前としてはそうい
うふうな公共的な機関が日本全国民に
商業採算に乗つても乗らなくても全国
にそういう電波を送るよう施設をし
て、一人でも多くの国民に電波による
利益を享受させるようにするのが放送
法の目的なんだというのを書いてあ
るじやないか。そういうことをあなた
に私は言つておるのですが、あなたは
現在の法制上の解釈、それについてあ
なたは何か御異論があるのですか。

○政府委員(網島君) 放送法の目的
第一條は、御承知の通り放送が国民に
最大限に普及されることを保障する
というのを目的としておるのでありま
して、この国民に最大限に普及させる
ためには日本放送協会という組織を使
うのが適当であらうということにつ
きましては、これは異論がないと思ひ
ますが、日本放送協会でなければでき
ないのだということにつきましては、私
はつきり断言できないのではないかと
いふふうに現在はお考へております。

○新谷實三郎君 私の質問はまだ十分
徹底しないようであります。私は日本
放送協会でないといけないのだとい
うようなことを言つてゐるのではない
です。先ほどから申上げたように、こ
ういふふうな公共的な機関が中核にな
つて全国民にあまねく電波を送るよう
にして、そうしてこの放送法の目的を
達成せしめるのがこの法制上の建前じ
やないかというのを再三あなたに言
つておるのです。併しこれ以上言つて
もあなたが答弁できなければこの次の
質問に移りましょう。

橋本議員にちよつと聞きたいのであ
りますが、先ほど御説明の中でこの放
送法の第三十二條第一項の改正案以外
になお考慮すべき点があるかどうか。
例えばラジオ・コードのごときもの
の他若干のものが考慮されなければな
らぬということでありましたが、この
点につきましては、或る程度私も
この委員会でも過般テレビジョンにつ
いて審議をいたしました際に政府当局に
も確かめまして、政府当局もこれにつ
いて十分の考慮をしたというところを
言つておつたのであります。これの
一部改正法律案は先ほど述べになり
ましたように、日本放送協会が申請を
して、そうして免許を與えられる。そ
の最小限度の手續上の措置だけはとつ
てやらなければいかんというお含みを
持つてお出しになつたものと考へてよ
ろしくございましょうか。その点最小
限度の規定だと思ひますが……。

○衆議院議員(橋本登美三郎君) 只今
新谷委員からの御質問の大体通りであ
りますが、この中でなぜ我々がそれを
取上げたか、これは或いは電波監理委
員会と多少法律解釈が異なつておるか
も知れませんが、我々電波法の第七條
の申請の審査の中の第七條の一、
二、三、四とありますが、このうちの
三の「当該業務を維持するに足る財
政的基礎があること」、この明確にな
つております。これについて或いは電
波監理委員会とこれは多少解釈上の意
見が違ふと思うのですが、私たちは法
文をそのまま忠実に解釈して、この申
請書を審査するためにどうして、
一、二、三、四が必要なんだと、而も
三の「当該業務を維持するに足る財
政的基礎があること」ということ

が、それを民間の場合で言えば、適当な株式会社が成立し、同時にそれらの資金を得る途が明確にされておるのと、或いは公共企業体にすれば、広告収入を禁ぜられておる公共企業体があり、或いは将来こしらへるとすれば、そういうものに対しては他の収入の途が確定されておらなければならぬ、その場合において日本放送協会は広告収入を禁止せられておるのであるからして、そこでその収入を何によつて認められるのであるか、こういうことになれば、それは或いは受信料の設置によつて認めて行くよりほかに財政的基礎がない、こう考へるのであります。

一方において国会は終了を告げようとしておる、こういう情勢でありますからして、取りあへず最小限度は必要である、こういう見解に立つて衆議院は修正を行なつたのであります。

○新谷實三郎君 もう一点橋本議員に念のため一つ伺つておきたいのです、先ほど電波監理委員長からの御答弁、お聞きの通りであります。私は今の放送法の読み方は、そう電波監理委員長の讀んでる通りに、考へてゐるようには私は考へてゐない。この放送法の「放送」という中にはテレビジョンも入つておるのであつて、従つて放送法では多少手続規定において欠けるところがあるかも知れませんが、当初からこれは予定してゐるのであつて、放送法によつてテレビジョンを律することとができるのだという説明をたび／＼聞いておる。現在もテレビジョンの審査は放送法、電波法によつて進められておるわけですか。そういうふうな前提によつて讀んで見ますと、「日本放送協会」云々という、放送協会の目的を書いた第七條にあまねく日本全国において受信できるように放送を行うことを目的として作る団体がこれなんだというところを書いてありますから、その点では現在の「放送」では私は疑いを入れないと思ふのです。ただこれは先ほど申しましたように、政策的に見ますと、いろいろ／＼な角度からこれは考へようがあると思ひます。日本放送協会が放送とテレビ両方をやつて行くのかどうか、或いは他の機関がいいのかというふうなことは、いろいろ／＼な観点から

ですが、恐らくテレビジョン放送と狭義の放送と並べて見ると、或るほど技術内容も設備も非常に違つたものを必要とするわけでありまして、或る部分は若干共用して使える部分があるのだ。現在やつておられますNHKの放送に関する技術の或る部分、或いは研究の或る部分、又設備の或る部分が使へるから、日本放送協会がスタートのときには担当したほうがより経済的にいいようですね、従つてその実現の促進を期するゆゑんであらうというやうな意味で、この三十二條の日本放送協会がやはりテレビジョンも公共的にやる主体になるやうにすることができるといふやうなもので考へるのですが、その点は何か他にお考へがあらうかどうか伺ひたいと思ひます。

○衆議院議員(橋本登美三郎君) 大体新谷委員のおつしやる通りであります。殊に法制上の、建前上の解釈は、新谷委員と同一の見解を持つております。實際問題として、現在やつておる放送を相当に生かして行かう、こういう考へについても、私個人といたしましては同様に考へております。これを改めて別個の企業体を作るといふことになれば只今新谷委員がおつしやつたやうに、共通する部分が少くなる、従つて日本の経済事情から考へても、且つ又標準放送というものはアメリカの状況から考へても、何年後にはテレビジョン放送に大体が移行されるか、こういう面を持つておる、こういう点から考へて、若し企業体を別個に作つて、テレビジョンを別個に作るということになれば、却つて個々の企業体が衰弱を來たす結果に長い目で見ればなるからして、當然これは標準放送をやつてお

つたものがテレビジョン放送に行くことが原則としてよろしい、こう私人は考へております。併しこの見解は全くその通りであります、それを以て必ずしもこれを公共企業体一本にのみ許可しようという、こういう意味合において放送法の改正を我々は行ひたい、飽くまで自由な見解で当局がこれを判定するにおいてはこれを妨げない、こういう見解に我々は一致しておるのであります、法制上の建前から言えば、新谷委員のおつしやる通り、公共企業体が全国あまねくカバーすべきものである、こういう工合に考へております。

を先ずこれから統一しなさいかん、現正しくなくやいかん。殊に法文において、ただ「放送」と言えばテレビジョンも、ラジオも含まれておるということでは、これは法律上の我々立法者は非常に困る。で、そういう将来このテレビジョン、或いはラジオの放送、或いは總稱してどう言ひかといふこと、用語をちゃんと現正しておかんと、非常に將來法律を作つた場合にいいまいになる。で、橋本議員の御説明によると、三十二條あたりの「放送」といふのは、いわゆるラジオ、或いはラジオのブロード・キャストを含む、テレビジョンのテレ・キャストを含む、いわゆるラジオといふ總稱的な言葉に見えろのです。この点について橋本議員はこの用語について、電波監理委員会では放送を分けるのかどうか、或いは電波監理委員会として、こういう廣播な放送といふものを今後許して、將來混同を來たすといふ虞はないかどうか、これを一応伺ひておきた

政府当局としては、監理委員会としてそれはそれらに対して確たる判断を下し得ないのじやないか、であるからしてこの申請書を審査する上において、最小限度この改正が必要である、こういう見解に立つてこの改正を行なつたのであります。その他全般的な改正については、新谷委員のおつしやる通りに、その他重要な改正点が必要でありますけれども、これにはなお相当の月日を残しておるのでありますからして、次の国会においても間に合ひ、こう考へますが、申請の審査は、すでに申請書が提出されておる、而も標準方式の問題が終結を見ようとしておる、

○政府委員(網島毅君) 只今用語の定義、或いは解釈の問題についてお聞きになつておりましたが、電波監理委員会といたしましては、その点は明確にしておるつもりであります。ただ單に放送という言葉を使つた場合には、これは放送法の第二條にございますように、直接公衆によつて受信されることを目的とした無線通信の送信でございまして、これはそういう直接公衆によつて受けられるものを總稱してこれを「放送」と言つておるのであります。従つてこの中にはいろいろ／＼な種類の放送が入ります。只今の標準放送、これはまあ俗にラジオと言われておる

○委員(鈴木繁一君) 速記の關係もありまして、簡単に一つ……。この用語の問題ですがね、この三十二條のいわゆる標準放送を省いて「放送」といふ言葉を使つておる。で、この放送によつてラジオの放送と、それからテレビジョンの放送と、これは両方の意味を含ませたといふやうな、これは御趣旨だらうと思ひます。これは網島委員長にお伺ひしますが、「この「放送」といふ言葉ですがね、將來のテレビジョンが放送されるということになれば、テレビジョン放送、或いはラジオ放送、こういうことにやるのか、或いはこのアメリカその他の国でやつておるやうに、ラジオはもうブロード・キャストである、それからテレビジョンはテレ・キャスト、それからテレビジョン放送を合せたものの總稱として一つのヴィデオという、VIDEO Oという總稱がありますね。これは將來のこともありますから、法律の用語

○政府委員(網島毅君) 只今用語の定義、或いは解釈の問題についてお聞きになつておりましたが、電波監理委員会といたしましては、その点は明確にしておるつもりであります。ただ單に放送という言葉を使つた場合には、これは放送法の第二條にございますように、直接公衆によつて受信されることを目的とした無線通信の送信でございまして、これはそういう直接公衆によつて受けられるものを總稱してこれを「放送」と言つておるのであります。従つてこの中にはいろいろ／＼な種類の放送が入ります。只今の標準放送、これはまあ俗にラジオと言われておる

を先ずこれから統一しなさいかん、現正しくなくやいかん。殊に法文において、ただ「放送」と言えばテレビジョンも、ラジオも含まれておるということでは、これは法律上の我々立法者は非常に困る。で、そういう将来このテレビジョン、或いはラジオの放送、或いは總稱してどう言ひかといふこと、用語をちゃんと現正しておかんと、非常に將來法律を作つた場合にいいまいになる。で、橋本議員の御説明によると、三十二條あたりの「放送」といふのは、いわゆるラジオ、或いはラジオのブロード・キャストを含む、テレビジョンのテレ・キャストを含む、いわゆるラジオといふ總稱的な言葉に見えろのです。この点について橋本議員はこの用語について、電波監理委員会では放送を分けるのかどうか、或いは電波監理委員会として、こういう廣播な放送といふものを今後許して、將來混同を來たすといふ虞はないかどうか、これを一応伺ひておきた

ものでございます。それからテレビジョン放送、それからそのほか超短波のFM放送もござります。或いは短波の放送もござります。そういうものも全部この放送という言葉に入っております。ところで一つ／＼の局、或いは免許を對象とした場合には、そういう漠然とした非常に幅の広い「放送」という言葉では、これは包含できないのであります。従つて電波監理委員会の規則、即ち放送局の開設の根本基準、ここの中には放送の種類というものを定義によつて明確にしております。即ちその規則の第二條には、「放送の種類」とは、標準放送、短波放送、超短波放送、テレビジョン放送、フアクシミル放送」というように區別しております。従つて私も、これは個々の局に免許を與えるときには、これらのものをはつきり區別してやつておるつもりでございます。

○山田節男君 もう一つは、この議員提案の法律で、三十二條の「標準放送（五百三十五キロサイクルから千六百五キロサイクルまでの周波数を使用する放送をいう）」と、この括弧を削除して、放送という二語にしておるわけですね。そうするとこの標準放送ということとはもう抹殺して、電波監理委員会がお考えになつて、この放送法、殊にこの日本放送協会に對する法制として、この標準放送括弧、あれを抹殺して何ら支障ないものと見ていいのですか。

○政府委員（網島毅君） その点につきましては、今度の修正の結果どういふことになるかということにつきましては、先般電波監理委員会においていろいろ／＼研究中でございますが、ま

だ結論を得ておりません。

○山田節男君 結論が出ない、ということ、このままで三十二條の標準放送括弧を抹殺して、ただ放送ということにしてしまへば、法のバランスと申しますか、この標準放送というものの對するものは、どこかの、放送法ですか、の個所に入れなくちゃならんという意味ですかどうですか。その点をお伺いしたいのです。

○政府委員（網島毅君） そういう意味ではございせん。三十二條におきまして「標準放送」という言葉を取りまして、ただ単に「放送」ということになりまると、放送法の第二條の定義によりまして、これにはもうあらゆる放送が全部含まれることになるわけでありまして、即ち短波放送、或いは將來起るであろうところのFM放送というものが起つて参ります。そういう短波放送というふうなもの、その短波放送の一部の國際放送につきましては、現に日本放送協会がやつておるわけでありまして、然らば短波の受信機を持つた者は全部聴取料を取られるのかというふうなことも……というふうな疑問も起りますので、そういう意味で目下電波監理委員会として研究中だということでございます。

○山田節男君 そういう意味は、この第三十二條を放送という二子だけにしまして、標準放送括弧をのけるから、別途に、これは規則でなくて法律ですから、これは電波監理委員会として、この国会か、次の国会に、やはり法の修正をなさるという意味かどうか、それをお伺いしておるわけですか。

○政府委員（網島毅君） 先ほど提案者の橋本議員からお話ございましたように、

り、テレビジョンを実施するという段階には、殊に日本放送協会がテレビジョンを実施するということになりますれば、私も恐らく三十二條の改正だけではこれは恐らく済まないのじやないかという考え方を持つておるのではありません。勿論まだ結論は到達しておりません。そういう考え方もござりますので、電波監理委員会が日本放送協会にテレビジョンの免許を與える場合には、恐らく改めてと申しますか、足りない部分の放送法の改正ということにつきましては、国会に御提案するということになるのではないかと考へております。

○山田節男君 最後に今の橋本議員からの御説明によつて、NHKもこのテレビジョン放送をなし得るといふことのために修正したと、こつとつしやるのです。で、電波監理委員会も第三十二條のこの修正によつて、この修正によれば、もう他にNHKが、テレビジョンの放送はやはりこつとつしやるでこれはもうできないのだといふ点はないのでございせんか。もう今の三十二條のこの法案修正で、NHKは審査を、申請を受理して、そうして審査を受けて免許を受ける場合には免許がでけると、こつとつしやることになるのですか。もつと具体的に言へば、先ほど申上げたように、もうほかに落し穴はないと見ていいのかということですね。

○政府委員（網島毅君） この三十二條の現在御審議中の改正のみで免許できるかどうかということにつきましては、は、只今委員会としてまだ結論を持つておりませんので、はつきり申し上げられませんが、私も少くとも日本放送協会は第七條によりましてテレビ

ジョン放送、或いはFM放送、いわゆるその他の放送は一応はやり得るのだと、法律上は日本放送協会がやることを認めておるといふふうに解釈しております。ところでそれを實際今度やろうという段階になりましたときに、而もその計画を電波監理委員会におきまして審議いたしまして、そうしてやはりこの計画ならやれると、従つて免許を與えるべきだと、但しこの収入の面、いわゆる財政的な面でこれは法律的裏付けがないから、従つてこの点だけを解決すればいいというふうな見解に到達いたしました場合には、政府から放送法の改正を国会にお出しして御承認を頂く、そうして御承認して頂いたならば、財政的な基礎も確立されますので、電波監理委員会としては正式に免許を與えるということに相成るかと思ふのであります。

○新谷實三郎君 ちつと、今のちよつと関連して……。今の網島君の説明ですが、その点は法律改正をするといふことは、これはまあテレビジョンというふうな、非常に社会的に影響の大きなものをやるので、狭い意味の放送といふのは、大分趣きが違ふと思ふ。そういう点を考へて、放送法の改正をするといふことは、先ほど橋本議員もおつしやつた通りであります。その点はわかるのですけれども、その他の部分について今山田君の質問せられた趣旨は、仮にNHKから申請が出た、それを受理し、審査をして、適當であるといふことを認める場合に、法律上の問題としてこの法律改正をするかしないかという問題について、はよろしいかどうかということだと私は思ふのですがね。そこでここです

つき橋本議員からちよつと御説明があつたようでしたが、まあ抜けていると言へば、足りないところと言へば、結局この狭義の放送と同じように、恐らくNHKがやる場合にはやはり受像料といふのですか、受信料といふのですか、そういう料金を取るのか、何らか財政的な措置をとるのじやないか、それについては日本放送協会の今の收支、国会の承認を得ている予算、それから事業計画、資金計画等はそういうもののを含んでおらないから、その点について改めて予算、資金計画及び事業計画について、改めて国会の承認を求めなければならぬという意味じやないかと思ふのですが、そうじやないのですか。

○政府委員（網島毅君） 只今お話のありましたように、日本放送協会がその事業をやるためには、收支予算或いは事業計画といふものを国会にお出ししないことになつております。従いましてテレビジョンにつきましても、ただこの三十二條の改正だけではだめなんでありまして、殊に三十二條では具体的な料金はきまりません。これはやはり收支予算、事業計画を国会へお出しして、国会で御承認を頂くことによつてきまるのであります。従つて国会におきまして、或いはそれを修正されるかも知れない、或いは又否決されるかも知れらぬといふこともござりますので、正式に申上げますならば、やはりそういうものも国会へお出しして御承認を頂いて、初めて財政的基礎が固まるというふうに解釈すべきじやないかというふうに考へている次第であります。

○新谷實三郎君 その問題なんです
が、そこでそれは予算とか、事業計画
とか、或いは資金計画の国会における
承認というものは、これは法律の審議
じゃないんです。法律じゃないんです
。予算であり、事業計画であり、資
金計画であり、これは放送法に基いて
出るものだと私は思いますが、それで
今山田君の質問しておられる趣旨は、
その三十二條のほかに法律自体でず
な、放送法自体、これはいじらなくて
もいいのかということです。この趣旨
においては国会との関係は承認する、
併しそれは法律自体ではなく、今あな
たの述べられたような財政計画を樹立
するため、或いは事業計画を樹立する
ための各種の承認が国会において必要
である、そういうことだと思ひます
が、それが残されておるといふことだ
と思ひますが、その点はこれでいい
んではないか。

○政府委員(網島駿君) そういう予算
その他の問題を除きまして、法律自体
についてはどうかという御質問だと思
ひますが、法律自体の問題につきま
しては、まだ電波監理委員会といたし
ましては審議中でございます。従つて
どこをどうというふうなことは申し上げ
られないのでありますが、私個人とい
いたしましては、ほかも直したほうがい
いんじゃないかと思はれる点は持つて
おります。

○山田節男君 橋本議員に提案者とし
て私お願い申し上げますが、只今電波
監理委員長との応答をお聞きになつて
わかるように、單に放送というだけ
。将来、この今はテレビジョン放送、ラ
ジオ放送、フアンクシヨミ放送、そん
れをやってゐる、こう言いますけれ

ども、ここに單に放送というだけで、
ほかの法律との、他の條項との balan
スというものは、それから今網島委員
が言われるように、これだけでは問題
がまだ全部解決できないかも知れな
い。ですからこれは私質疑で明らかに
するよりか、提案者のほうで、もとよ
りこの文句について、放送という文句
については、電波監理委員会の當局と
十分御協議の上で出されたことと私は
思ひますが、電波行政、電波監理委員
会というものはこの法律の一つの管理
官庁、行政庁でありますから、この点
を私はどうも放送という点だけで、
そういう広い範圍の漠然としたもの、
今網島委員長の言われるような疑義も
あるわけですね。その点を私ここで時間
をとりますから質問を繰返しません
が、一つ衆議院におけるこの法案の提
案者の代表として、十分一電波監理
委員会とよくこの点を協議されて、そ
うしてこれは甚だなんです、提案者
としてこの点をもつと詳しく御説明を願
えれば、非常に結構だと思ひます。そ
のほうが早く又この問題が片付くので
はないかと思ひます。橋本議員にその
点をお願いいたしまして私の質問を終
ります。

○衆議院議員(橋本登美三郎君) 只今
の山田委員の御質問御尤もであります
が、ただ我々はこのいふふうには理解し
ております。勿論放送の中には標準放
送及びテレビジョン放送といふ F M
短波などが含まれておると思ひます
。ところが、ただ放送法のこの場合に言
うところの放送は、当時の小澤通信大
臣及び当時の政府委員からも、常識的
な説明であります。標準放送及びテ
レビジョンも含まれてゐる、こういう

ような当時の答弁であります。且つ又
もう一つは、この三十二條の第二項
で「協会は、あらかじめ電波監理委員
会の認可を受けた基準によるのでなけ
れば、前項本文の規定により契約を締
結した者から徴収する受信料を免除し
てはならない。」こういうことがありま
すから、その他の條項もありますが、
こういう條項によつて、電波監理委員
会の規則で、實際上は放送協会が聴取
料を取るのとはこれとこれとである、こ
ういふことが明確にできると思ひます
。したが、ただ本法の上から言つて、放送
というものは幾つにも内容が含まれて
ゐるというところになりますけれども、実
際上の徴収ができるのは、電波監理委
員会の手続上の認可を必要とする、こ
うなつておられますから、實際上 F M
或いは短波が聴取料を取られる、こ
ういふことはないと思ひます。併しこの
点については参議院の委員会におい
て、もつと具体的に明確にされさとい
う御意思がありますれば、只今まで本
員の述べた趣旨に従つて、我々のほう
としては何ら異存はありません。その
点政府にお願いいたします。

○山田節男君 これは申すまでもなく
放送法の第三章以下ですね、放送協会
の、NHKの單行法と見ていい形態に
なつております。御承知の通り第二章
以下は日本放送協会のことが書いてあ
ります。でありますから、今施行規則によ
つて明確にされてゐると言ひますか、
言ひ換えればこれは現在の放送法とい
うものは、NHKの一つの地位を與え
る、権限を與える、機能と與えるとい
う法律です。でありますから、そん
な電波法の施行規則で明らかでない
か、こう言われまますけれども、この法

案の特質から考へて、三十二條を御改
正になるならば、これははつきり謳
べきである。而もそれは標準放送のキ
ロサイクルの標準まで書いてある。こ
れを抹消するのです。これは今網島委
員長に確かめたように御存じの通りで
あります。これはもう一度電波監理委
員会で万支障なきや否や、立法技術か
ら言ひまして、やがてこれは改正す
るのですからいいじゃないかという御
議論でなくて、早く現在のこの法制の
中に、字句に矛盾のないように、混同
されないような一つの定義を以てそ
ういふ理由を一つ御説明願つて、記録に
残したほうが、提出された場合に将来
のために非常にいいと思ひますから、
お願いするのであります。

○政府委員(網島駿君) お許しを得ま
して一言申し上げたいと思ひます。先
ほど来いふ「個々の問題について御質
問がございましたが、それらは個々の
問題について電波監理委員会の、或
いは私個人の意見を申し上げたのであ
ります。この今回の修正の問題につきま
しては、電波監理委員会として基本的
に意見はないといふことを最初に申し
上げました。この意見がないといふ意味
合は、これは今度の修正の趣旨を明
らかにして頂きまして、提案理由或
いは国会における質疑によりましてそ
れが明らかにされて、それでこ
ういふ方針である、こういう考え方
である、こういう考え方である、行政
官庁としての私どもはそれに従つて行
政を行うのみであるといふ意味合
でございます。どうぞ御了承願ひます。
○山田節男君 今の網島委員長の
お言葉ですが、これは一応理論として私御
尤もだと思ひます。併し今のこの電波監理

委員会存置問題、今の郵政省の設置
法の一部改正の場合も、この間も私は
野田大臣、或いは佐藤大臣と対決して
御質問並びに希望を申し上げておるの
であります。政府はもう立法府が法
を作るならこれに従ふより仕方な
い、こういうことは私電波監理委員会
という機構から見ても、行政官庁として
十分わかります。併し電波監理委員
会といふものはそれ以上の性質を持つ
てゐる。準立法機關である。準司法機
關である。だから殊にこれは委員長と
して御遠慮なさらないで、今のこ
ういふ立案、それを私は御質問申し上げた。
大体の全体のバランスをこわさない、
或いはこれだけで NHK のこのテレビ
ジョン放送ができるという万全の措置
になるのかどうかという点をお聞きし
ておるのです。若しそういうことがあ
るなら、議員がこういう三十二條の一
部分を修正するといふことになれば、
勿論委員もあなたごたのほうへ行つて
当然御相談すべきものだと思ひます。
そういうことになればあなたごた
としては十分、こういう点が矛盾しま
す、こういう点がこれだけじゃなく
て、ほかの点も、こういう点も一つ調
整してもらわなければ困りますとい
ふことは、これは私委員長としておつし
やるべきが当然でないかと思ひます。あ
なたは余りに行政庁との政府委員とい
う立場を忠実に守られるがために、電
波監理委員会そのものの性格を非常に弱
くするといふような、法の趣旨に反す
ることになる。この点は一活を入れ
て、もう少し強くやつてもらわなけれ
ば、電波監理委員会の正當な、いわゆ
る正常なフアンクシヨミが果し得ない
といふことになる。これは委員長の責

委員会の存置問題、今の郵政省の設置
法の一部改正の場合も、この間も私は
野田大臣、或いは佐藤大臣と対決して
御質問並びに希望を申し上げておるの
であります。政府はもう立法府が法
を作るならこれに従ふより仕方な
い、こういうことは私電波監理委員会
という機構から見ても、行政官庁として
十分わかります。併し電波監理委員
会といふものはそれ以上の性質を持つ
てゐる。準立法機關である。準司法機
關である。だから殊にこれは委員長と
して御遠慮なさらないで、今のこ
ういふ立案、それを私は御質問申し上げた。
大体の全体のバランスをこわさない、
或いはこれだけで NHK のこのテレビ
ジョン放送ができるという万全の措置
になるのかどうかという点をお聞きし
ておるのです。若しそういうことがあ
るなら、議員がこういう三十二條の一
部分を修正するといふことになれば、
勿論委員もあなたごたのほうへ行つて
当然御相談すべきものだと思ひます。
そういうことになればあなたごた
としては十分、こういう点が矛盾しま
す、こういう点がこれだけじゃなく
て、ほかの点も、こういう点も一つ調
整してもらわなければ困りますとい
ふことは、これは私委員長としておつし
やるべきが当然でないかと思ひます。あ
なたは余りに行政庁との政府委員とい
う立場を忠実に守られるがために、電
波監理委員会そのものの性格を非常に弱
くするといふような、法の趣旨に反す
ることになる。この点は一活を入れ
て、もう少し強くやつてもらわなけれ
ば、電波監理委員会の正當な、いわゆ
る正常なフアンクシヨミが果し得ない
といふことになる。これは委員長の責

任問題になるのですから、今のような
こと、議員がお作りになつたんだから
止むを得ません、それに従うのが我々
の義務である。これでは電波監理委員
会自体を私は非常に卑下しておるもの
だと思ふ。今後こういうものが起きた
場合には、アドバースを與えて、忠告
を與えて、あなたも公正に見て、専門
的な知識をやはり與えなければいけな
い。今の橋本委員の説明だけでは、
我々の極めて浅い知識を以て見ても、
そういうふうには不安が起きて来る。あ
なたのほうでちゃんとそういう協力が
できておれば、我々はそう心配はない
のですから、ただ、今のような網島委
員長非常にこれは御謙遜な態度で、こ
れは私一応敬服しますけれども、併し
電波監理委員会として、嚴然たる一つ
の法律が與えた地位というものを飽く
までここに死守しなければいけない。
これは私は甚だ失礼かも知れませんが
これも、重ねて私は網島委員長に忠告
いたします。

○委員長(鈴木泰一君) 別に御質疑ご
さいませんか。

○新谷實三郎君 それは私は今山田君
の言われた言葉が、本院を代表しての
御意見のようにとられると困りますか
ら、一言私の意見を申し上げて置きます
が、私は山田君と多少意見が違ふので
す。立法権は、これはどこまでも国会
にあると思ひます。でありますから、
電波監理委員会が持つておる今の職責
というものは、これで決定せられた法
律の範圍内において、如何にして行政
事務を執行するかという行政執行の問
題について、電波監理委員会は独立し
た普通の行政機関と違つた権能を持つ
ておるといふことが書いてある。併し

私は立法権はこれは国会が持つてお
る。その意味において、国会できめら
れた場合には、その方針に従つて電波
監理委員会は措置せらるべきものと、
私はこう思つております。この点私は
山田委員の言われたことを誤解をして
聞いた点があればお詫言いたします
が、そういうふうには聞えませんでした
から、結論だけ私の意見をはつきり申上
げて置きます。これはあなたの参考に
して頂きたいと思ひます。

○山田勲男君 新谷君は私の言ひ足ら
ない点で誤解されておると思うのです
が、一体こういう極めて技術的な新ら
しい立法をする場合は、電波監理委員
という、専門的なことは、これに一応
相談して、技術的にも、立法的にも、
混同、重複、こういうものがあるかな
いか、これは技術に關しないものはあ
なたの言ひ通り、何もインテリフェア
しようというのじゃない。一応電波監
理委員会といふのは、日本の最高の専
門家があるのだから、立法という場合
に、技術的な意味において一応相談し
て然るべきだ。何もかもやつてしま
え、こういうのでは、本當のロー・メ
イキングじゃない。いわゆる妥協なも
のを作れという意味でそういう相談を
持ちかければ、進んで専門家としての
忠告と言つては語弊があるかも知れま
せんが、意見を述べべきだと思ひま
す。ロー・メイキング、立法府に干渉
せよというのじゃない。又そういう意
味で申上げたのじゃない。又そういう
べきものじゃない、これはあなたの誤
解に基く質問として……。そういう意
味であります。

○委員長(鈴木泰一君) それでは放送
法の一部を改正する法律案に対して質

疑はないものと認めてよろしうござい
ますか。

○委員長(鈴木泰一君) それでは放送
法の一部を改正する法律案に対する質
疑を打ち切ります。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(鈴木泰一君) 速記を始め
て。それでは次回に討論、採決をいた
します。

本日これにて散会いたします。

午後三時十七分散会

六月三日日本委員会に左の事件を付託さ
れた

一、電波法の一部を改正する法案中
一部修正に關する請願(第二三五
七号)

一、東京都練馬北町電話局の電話交
換方式変更に關する請願(第二三
六四号)

一、長野県のラジオ放送施設擴充強
化に關する請願(第二五五九号)

一、武雄電報電話局に高橋、橋岡電
話交換局併合の請願(第二五七
五号)

一、武雄電報電話局庁舎新築等に関
する請願(第二五七六号)

一、尾道、糸崎兩局間および糸崎、
三原兩局間に準即時通話施設實施
等に関する陳情(第一一六三三号)

第二三五七号 昭和二十七年五月十
九日受理

電波法の一部を改正する法案中一部修
正に關する請願

請願者 東京都港区芝金杉浜町
四船船通信士協會内
山泉忠重外一名

紹介議員 松浦 清一君

今国会に上程を予定されている電波法
の一部を改正する法律案は、もつぱら
船舶無線の設備と従事者の事項を主と
してゐるが、同法は海上労働者の生活
と海運界の發達に密接な關連があるか
ら、現行法第四十條の附則九項を本條
に移すとともに、第一種および第二種
甲に該當する義務無線局の無休当直、
無休運用義務の強制を明確にするた
め、改正案第六十五條第一項、第二
項、第三項、第四項を削除せられたい
との請願。

第二三六四号 昭和二十七年五月十
九日受理

東京都練馬北町電話局の電話交換方式
變更に關する請願

請願者 東京都板橋区成増町一
一五有限会社増田特殊
伸銅所内自動式電話交
換局設置促進會内 鈴
木義顯外二百十九名

紹介議員 黒川 武雄君

練馬北町電話局は、東京都内でも珍し
い旧態依然たる手動式電話局であつ
て、自局内通話には便利であるが、都
心局あるいは隣接局との通話に際して
は、その通話を確保することに非常に
困難を伴つてゐる。そのため急用に當
つて間に合はず悲惨な出来事を招來し
たり、取引上思ひやう手違ひを生じて大
打撃をこうむつたり電話加入者の不利
益は枚挙に暇なき状態であるから、す
みやかに本局を自動式電話局に変更せ
られたいとの請願。

第二五五九号 昭和二十七年五月二
十七日受理

長野県のラジオ放送施設擴充強化に関
する請願

請願者 長野県議會議長 片桐
知從

紹介議員 羽生 三七君

長野県は地勢の關係上いわゆるボケツ
ト地帯が多く普通受信器では民間放送
の開始による混信もあつて聴取不能の
地域が多く、選挙放送の際の支障も憂
慮される現情であるから、(一)ローカ
ル放送聴取不能の地域に中継放送所の
設置、(二)長野放送局の出力を十キロ
ワットに増強し中央放送局に昇格、
(三)松本放送局の周波数を変更する等
の措置をすみやかに講ぜられたいとの
請願。

第二五七五号 昭和二十七年五月二
十七日受理

武雄電報電話局に高橋、橋岡電話交換
局併合の請願

請願者 佐賀県杵島郡武雄町長
山口直基外六名

紹介議員 深川榮左門君

佐賀県武雄町と高橋、橋岡電話交換局の
所在する朝日村ならびに橋村は地理的
にもそれぞれ相近接し、局間距離は四
キロに過ぎず全く同一地域の如く連鎖
してあり、政治、経済、文化等の活動
は極めて密接な關係がある。しかるに
社会生活上の神経とも云ふべき電話に
おいては、武雄より市外電話回線にて
接続されるために待合時分は数時間
要し、折角の所用も汽車、バスで行つ
ている状態であるから、すみやかに武
雄電報局と高橋、橋岡電話交換局の併合
を実現されたいとの請願。

第二五七六号 昭和二十七年五月二
十七日受理

武雄電報電話局庁舎新築等に関する請願

請願者 佐賀県杵島郡武雄町長

山口直基外四名

紹介議員 深川榮左エ門君

現在、武雄電報電話局は、郵政省所管の武雄郵便局と同一局舎にあるが、局舎がせまいため電報電話の業務に多大の支障を與えている。また同局の交換方式は明治四十一年開局以来の旧式交換機であるため、能率悪く、利用者の不便がいちじるしいから、武雄電報電話局を新築するとともにその交換方式を共電式に改善せられたいとの請願。

第一六三号 昭和二十七年五月二十七日受理

尾道、糸崎両局間および糸崎、三原両局間に準即時通話施設実施等に関する陳情

陳情者 広島県三原市糸崎町備

後通運株式会社糸崎支

店內 矢野興喜高外四

十六名

三原市糸崎町は、海、陸の要衝として発展しつつあるが、通信機関である糸崎郵便局の電話設備は、局内および市内ケーブルのいずれもすでに飽和状態に達し擴張の余地なく、加うるに近傍三原、尾道間との通話にも多大の時間を要し各方面の異状な発展にマッチせず、加入者は機関の利用に寸ぶる困難と迷惑を感じているから、尾道、糸崎および糸崎、三原間との準即時通話の施設を実施せられるとともに市内交換機の取替、増設と市外台の増設および市内線路ケーブルの増設、整備を図られたいとの陳情。

昭和二十七年七月十七日印刷

昭和二十七年七月十八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所